十四　定量的ＣＴを用いた有限要素法による骨強度予測評価
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術後のもの
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。
②　整形外科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　整形外科及び放射線科を標榜していること。
②　診療放射線技師が配置されていること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑤　当該療養について五例以上の症例を実施していること。
十五　歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
歯周炎による重度垂直性骨欠損
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら歯科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　歯周病専門医（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものをいう。）又は口腔外科専門医であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。
②　実施診療科において、看護師又は歯科衛生士が配置されていること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑤　当該療養について十例以上の症例を実施していること。
⑥　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を二十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。
十六　樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍（食道がん、胃がん又は大腸がんに限る。）、原発性若しくは転移性肝がん、膵臓がん、胆道がん、進行再発乳がん又は肺がん
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら血液内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科に従事していること。
②　血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　血液内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
④　輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
⑤　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。
⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。
十七　自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科に従事していること。
②　血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医又は消化器外科専門医であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。